

法務省矯総第3255号

平成18年5月23日

改正 平成19年5月30日付け法務省矯総第3362号

平成20年5月30日付け法務省矯総第3435号

平成23年5月23日付け法務省矯総第3006号

矯正管区長 殿
行刑施設の長 殿
矯正研修所長 殿（参考送付）

法務省矯正局長 小 貫 芳 信

刑事施設視察委員会に対する協力等について（通達）

標記について、下記のとおり定め、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律（平成17年法律第50号。以下「法」という。）の施行の日から実施することとしたので、遺漏のないよう配慮願います。

記

1 趣旨

刑事施設視察委員会（以下「委員会」という。）は、刑事施設（労役場及び監置場を含む。以下同じ。）の実情を的確に把握した上で、国民の代表として意見を述べ、施設運営全般の向上に寄与することを目的としていることにかんがみ、各刑事施設においては、委員会がその任務を達成するため必要な協力を行うとともに、委員会が述べた意見はできる限り、刑事施設の運営に反映させるよう配慮すること。

2 庶務担当者

刑事施設の長は、総務部庶務課の職員のうちから、委員会の庶務を担当する職員（以下「庶務担当者」という。）を指名すること。

3 委員候補者の選定等

(1) 刑事施設の長は、委員の候補者を選定するに当たっては、委員候補者推薦依頼書（別紙様式1）により、関係する公務所及び公私の団体に対し、候補者の推薦を求めると。

(2) 候補者の推薦を求めるとに当たっては、次の点に留意すること。

ア 委員会の委員の構成が、特定の範囲の年齢、性別、業種等に偏ることがないように配慮すること。

イ 候補者の推薦を求める団体（以下「関係団体」という。）は、刑事施設の所在する都道府県の区域内の弁護士会、医師会、地方公共団体その他刑事施設の周辺の実情などを勘案して候補者の推薦を求めることが適当である団体とすること。

ウ 法令の規定により委員となることができない者及び委員になることが不適当な者が候補者として推薦されることがないように、関係団体に対しては、委員会の制度の

趣旨、活動の内容、委員の身分、職務及び服務などについて理解を得るよう努めること。

4 物品の供用等

委員会に対しては、その事務を処理するために必要な物品を供用するとともに、委員会が収集した情報を保管するため、施錠することができる適当な設備を提供すること。

5 会議の開催

(1) 会議室等の提供

委員会から会議を開きたい旨の連絡があった場合には、会議の日時等について委員会と協議するとともに、会議を開催するために適当な場所を委員会の利用に供すること。

(2) 会議への出席

委員会から刑事施設の職員の会議への出席を求められた場合には、刑事施設の長のほか、原則として、部、室、課等の長又はこれに相当する職以上の職にある者に対応させること。

6 委員会に対する情報の提供

(1) 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第6条第1項（規則第95条において準用する場合を含む。）の規定による情報の提供においては、例えば次に掲げる資料を準備すること。

ア 敷地及び建物の概況 庁舎・宿舎別の敷地面積及び建物建・延べ面積

イ 収容定員及び収容人員の推移 最近5年間の年別年末収容人員

ウ 職員定員及びその充足の状況 4月1日現在の定員・現員

エ 参観の許否の状況 最近1年間の参観実施件数及び不許可件数

オ 法第40条の規定による物品の貸与及び支給並びに法第41条の規定による自弁の物品の使用又は摂取の許否の状況 食料給与状況（4月1日現在の食種別給食実人員）、特に必要があると認めて使用を許可した自弁物品（4月1日現在の許可物品名）、給貸与品及び自弁物品の一覧表並びに最近1年間に使用又は摂取を許さなかった自弁物品

カ 被収容者、労役場留置者及び監置場留置者（以下「被収容者等」という。）に対して講じた保健衛生上及び医療上の措置の状況 最近1年間の健康診断実施人員、休養患者数、非休養患者数、備薬投与者数、外部通院者数、病院移送者数及び医療上移送者数

キ 宗教家による宗教上の儀式行事及び教誨^{かい}の実施の状況 最近1年間の宗教上の儀式及び教誨の実施件数及び参加人数

ク 自弁の書籍等の閲覧の禁止又は制限の状況 最近1年間の自弁に係る書籍等の許可件数及び不許可件数。なお、備付書籍等の冊数についても資料を提供すること。

ケ 規律及び秩序を維持するために執った措置の状況 遵守事項、最近1年間の事件送致件数、第二種の手錠の使用件数、拘束衣（鎮静衣）使用件数及び保護室収容件数

コ 民間の篤志家、関係行政機関その他の者による受刑者の処遇に関する協力の状況 最近1年間の篤志面接委員等による面接・講話等の実施件数及び実施人数

サ 矯正処遇等の実施の状況 最近1年間の刑執行開始時及び釈放前の指導実施人員，職業訓練の実施人員，職業に関する免許・資格の取得人員，各種指導の実施件数及び実施人員並びに4月1日現在の業種別就業人員

シ 被収容者等による面会，信書の発受及び法第146条第1項に規定する通信の許否，禁止，差止め又は制限の状況 最近1年間の面会及び信書の発受の件数及び制限等の件数

ス 懲罰の科罰の状況 最近1年間の事由別受罰人員

セ 審査の申請，再審査の申請，法第163条第1項又は第165条第1項の規定による申告及び苦情の申出の状況並びにそれらの処理の結果 最近1年間の申請・申出件数及び処理内容別処理結果件数

ソ 仮釈放及び仮出場を許すべき旨の申出の状況 最近1年間の仮釈放及び仮出場申出件数，満期釈放者数，仮釈放者数及び仮出場者数，仮釈放率及び仮出場率並びに仮釈放及び仮出場に係る刑の執行率

(2) 刑事施設の長は，(1)のアからソまでに掲げる資料のほか，「生活のしおり」，「生活の心得」その他の被収容者等に貸与されている刑事施設において生活する上で心得ておくべき事項をまとめた書面を委員会に対して提出すること。

(3) 規則第6条第2項の規定により，委員会の意見を受けて措置を講じた場合には委員会に書面を提出することとされているが，措置を講じなかった場合についてはその理由等を口頭で委員会に説明するとともに，必要に応じて書面を提出するものとする。

(4) 情報を提供するに当たっては，次の点に配慮すること。

ア 書面の作成に当たっては，できる限り平易な表現を用いるとともに，必要に応じて図表等を用いるなどして，委員の理解を深めるように努めること。

イ 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条に定める不開示情報を含む文書等を提供する場合には，その都度，秘密の漏えい防止を含め，その取扱いについて委員の注意を喚起すること。

7 被収容者等への周知

被収容者等に対しては，その刑事施設における収容の開始に際し，委員会の制度の趣旨，活動の内容などについて書面で告知すること。

8 視察についての協力

(1) 同行等

委員会が委員による刑事施設の視察をする場合には，職員を同行させ，その職員に施錠された扉の開閉を行わせること。

(2) 委員であることの表示

腕章の装着などの方法により，視察中，委員であることが被収容者等及び職員から容易に認められるように配慮すること。

9 面接についての協力

(1) 面接の申出

被収容者等から面接の申出があった場合には，委員による面接の実施を希望する旨の書面を当該被収容者等に作成させ，これを刑事施設の長に提出させることによって

行うこと。被収容者等から上記書面の提出があった場合には、面接希望者名簿（別紙様式2。以下「名簿」という。）に必要な事項を記載するとともに、委員会の会議が開かれるとき又は委員会から求めがあったときに、当該名簿を委員会に対し示すこと。

(2) 対象者の選定等

面接を実施する被収容者等の選定等については、次のとおり取り扱うこと。

ア 名簿に登載された被収容者等について、委員会が面接対象者を選定した場合には、その被収容者等に対し、委員による面接を実施することについて告知する。

イ 名簿に登載されていない被収容者等と面接を実施することについて、委員会から協力を求められた場合には、委員会が指名した被収容者等（指名がないときは、委員会と協議して選定した被収容者等）に対し、委員による面接を実施することについて告知し、その者の同意を得た上で、面接を実施する。

(3) 面接のための場所の提供等

委員による面接については、委員会と協議の上、面接の日時及び場所を指定するとともに、面接を実施するのに適当な場所を提供すること。

(4) 面接への立会い

委員による被収容者等との面接には、職員を立ち合わせないこと。ただし、委員から立会いの求めがあったときは、被収容者等にその旨を告知し、職員を立ち合わせることを。

10 書面の提出についての協力

(1) 提案箱の設置等

刑事施設の長は、刑事施設内の適宜の場所に被収容者等が委員会に提出する書面を投かんすることのできる箱（以下「提案箱」という。）を設置するとともに、被収容者等が意見又は提案等を記載するための用紙（別紙様式3。以下「意見・提案書」という。）を備え付けること。

なお、被収容者等が私物の便せんの使用を申し出たときは、その使用を認めること。

(2) 提案箱の基準

提案箱の基準は、次のとおりとすること。

ア 容易に壊れにくく、かつ、書面の取出口に施錠することができる構造であること。

イ 書面の差入口から中の書面を容易に抜き取ることができない構造であること。

ウ 上記ア及びイのほか、投かんされた書面を安全に保護することができる構造であること。

エ 提案箱の見やすいところに提案箱であることを示す表示をすること。

(3) 提案箱の管理

提案箱は、委員以外の者が開いてはならないこと。ただし、委員会から求めがあったときは、庶務担当者が提案箱を開いて書面を回収し、これを委員会に提供する保管設備（施錠することができる設備とする。）において保管して差し支えないこと。

なお、提案箱のかぎは、庶務担当者が管理し、必要に応じて委員会に貸し出すこと。

(4) 書面作成中の措置

被収容者等に意見・提案書を交付して作成させる場合、その他あらかじめ委員会あての信書の発信を申し出た場合には、法第166条第1項に規定する苦情の申出の書

面を作成させる場合に準じ、意見・提案書の内容を刑事施設の職員に秘密にすることができるように、必要な措置を講じること。

(5) 通常の発信の方法による書面の提出

被収容者等が上記(4)の申出をすることなく、通常の発信の方法により、委員会に対する書面の提出を求める場合には、これを許すこと。この場合においては、苦情の申出の書面を発送する場合に準じて処理し、提案箱に投かんさせ、又は当該書面の発送の手続を行うこと。

1 1 委員の氏名等の取扱い

委員がその職務を円滑かつ適正に遂行できるようにするとともに、委員の私生活への影響等を考慮し、委員の氏名、住所、職業その他委員個人の特定につながる情報は、被収容者等及び部外の者に知られることのないようにすること。

1 2 報告

刑事施設の長は、前年度における委員会の意見及びこれを受けて講じた措置（措置を講じなかった場合はその理由）その他委員会の活動について、委員会の意見に対する措置等報告書（別紙様式4）を作成した上、毎年5月末日までに刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長を経由して、当職に提出すること。

別紙様式1

文 書 番 号

年 月 日

推薦団体の長 殿

〇〇〇〇〇長 □ □ □ □ 印

〇〇〇〇〇視察委員会委員候補者の推薦について（依頼）

標記について、別添留意事項を参照の上、別紙様式により 名の推薦を 年 月

日までをお願いします。

刑事施設視察委員会委員候補者資料

(推薦団体名)

ふりがな			性	
氏 名			別	
生年月日 (年齢)	年	月	日生	(歳)
住 所	〒		—	
			電話 ()	—
職 業 (役職)			()	
推 薦 理 由				
勤務先等の 承諾の要否	要・否	承諾が必要な 場合の連絡先		

上記の者を〇〇〇〇〇〇視察委員会委員候補者として推薦します。

年 月 日

団体名 氏 名 印

留 意 事 項

刑事施設視察委員会の委員になるためには、刑事施設に関する専門的な知識を有している必要はなく、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第8条第2項に定める要件を満たしていれば、委員候補者となることが可能です。

◎刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（第8条第2項）

委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。

ただし、委員は非常勤の国家公務員となりますので、国家公務員法の規定により官職に就くことができないとされている方は、推薦を頂いても委員に任命することはできません。

◎国家公務員法（第38条）

次の各号のいずれかに該当する者は、人事院規則の定める場合を除くほか、官職に就く能力を有しない。

- 一 成年被後見人又は被保佐人
- 二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- 三 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 四 人事院の人事官又は事務総長の職にあつて、第109条から第111条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 五 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、委員には中立的な立場で活動していただく必要がありますので、刑事施設の職員（職員であった者を含む。）や被収容者はもちろん、例えば、これらの者の親族の方、被収容者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人になっている方、当該刑事施設における措置等を理由として被収容者が提起している国家賠償請求訴訟等の代理人になっている方などは、法律に定められた要件を充たしている場合であっても、委員としてはふさわしくありません。

意見・提案書

- 現在あなたが収容されている刑事施設の運営についての意見・提案を記載し、所定の提案箱に投かしてください。記名の必要はありません。
- 提出された意見・提案については、当委員会の活動のための参考として活用します。
- 提出された意見・提案に関する個別の照会には応じることはできません。

作成した日	年 月 日						
あなたの身分	1 受刑者 2 被拘留者 3 その他 ()						
意見・提案の分類 (○を一つだけ付けてください。)	<p>[保健衛生・医療]</p> <p>1) 運動 2) 入浴 3) 調髪等 4) 健康診断 5) 診療等 6) その他</p> <p>[規律及び秩序]</p> <p>1) 制止等の措置 2) 捕縄, 手錠及び拘束衣 3) 保護室 4) その他</p> <p>[矯正処遇]</p> <p>1) 作業 (①作業指定 ②職業訓練 ③安全衛生 ④作業報奨金 ⑤その他)</p> <p>2) 改善指導 3) 教科指導</p> <p>[外部交通]</p> <p>1) 面会 2) 信書 3) その他</p> <p>[その他]</p> <p>1) 物品の貸与・支給・自弁 2) 金品の取扱い 3) 宗教上の行為等</p> <p>4) 書籍等の閲覧 5) 制限の緩和 6) 優遇措置 7) 余暇活動 8) 懲罰</p> <p>9) 不服申立て 10) その他</p>						
自由記載欄 (意見・提案の内容を簡潔に記載してください。)							
希望する対応	1) 改善してほしい 2) 調査してほしい 3) 施設や上級庁に伝えてほしい						
委員会使用欄 (※この欄には記入しないでください。)	<table border="1"> <tr> <td>(確認日)</td> <td>年 月 日</td> <td>(処置)</td> </tr> <tr> <td>(確認者)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(確認日)	年 月 日	(処置)	(確認者)		
(確認日)	年 月 日	(処置)					
(確認者)							

